

共同実施事業に係る経費の確認について

1 組織委員会との実施協定の締結

- (1) 内 容 大枠の合意に基づき、共同実施事業において東京都が負担する経費の支払に関し、必要な事項を規定
- (2) 締結日 平成30年3月28日
- (3) 期 間 組織委員会の解散又は清算手続きの完了まで
- (4) その他 年度ごとの金額や交付申請などの事務手続きは、年度協定で規定

2 共同実施事業に係る経費の確認

次のとおり、東京都作業部会等において、共同実施事業に係る経費を確認

- 東京都作業部会を毎月開催（必要に応じて臨時に開催）
- 計画・予算の段階における確認
 - ・ 計画の段階では、大会経費計画の全体概要を確認
 - ・ 予算の段階では、翌年度予算要求の内容を確認
- 執行の段階における確認
 - ・ 組織委員会から説明を受けたオリンピック・パラリンピック準備局の担当部が、契約予定案件の経費を、確認の視点に基づきチェック
 - （ 確認の視点：必要な内容・機能か、適正な規模・単価か、類似のもの
と比較して相応か、公費負担対象として適切か など ）
 - ・ チェックの結果、局長決定レベルの案件は、組織委員会及び東京都が東京都作業部会に報告し、確認。部長決定レベルの案件は、担当部で確認。
- 組織委員会の契約締結後に、関係者等の同意を得られない秘密情報（企業の事業活動情報など）を除き、会議資料及び議事要旨を公表